㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＲＧアセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都世田谷区北烏山４―35―３
３．代表者の氏名　代表取締役　永野　竜樹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第478号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　イデアインベストメント株式会社
２．住所　東京都新宿区信濃町22―１
３．代表者の氏名　代表取締役　池田　隆政
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第590号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
２．住所　東京都港区虎ノ門５―11―２オランダヒルズ森タワー18階
３．代表者の氏名　日本における代表者　北　信也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1029号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　Ｔ＆Ｎアドバイザーズ株式会社
２．住所　東京都渋谷区道玄坂１―21―２
３．代表者の氏名　代表取締役　榎本　一久
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1652号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　Ｊウェルネスインベストメンツ株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋兜町５―１
３．代表者の氏名　代表取締役　梅木　真博
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1773号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社フィナンシャルエクセレンス
２．住所　東京都世田谷区代田３―14―13
３．代表者の氏名　代表取締役　平田　　啓
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2428号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社スピリットコンサルタンツ
２．住所　東京都中央区築地２―７―12山京ビル507号室
３．代表者の氏名　代表取締役　武内　秀之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2483号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＴＧＲパートナーズ株式会社
２．住所　東京都渋谷区西原２―50―６―307
３．代表者の氏名　代表取締役　大岡　武史
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2542号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年８月５日
関東財務局長　坂本　正喜